

該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人であるときは、当該信託による財産の移転の登記又は登録を相続（当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併）による財産の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

第八条 登録免許税の納稅地

登録免許税の納稅地は、納稅義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体（以下「登記官署等」という。）の所在地（第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所）とする。第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る登録免許税の納稅地は、前項の規定にかかるらず、納稅義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 この法律の施行地（以下「国内」という。）に住所を有する個人である場合

二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合

四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものと有する者である場合

五 前各号に掲げる場合以外の場合

政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

（課税標準及び税率）

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

（不動産等の価額）

第十条 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の四までに掲げる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

（一定の債権金額がない場合の課税標準）

第十一條 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財團、鉱業財團、漁業財團、港湾運送事業財團、道路交通事業財團、自動車交通事業財團、飼光施設財團、企業担保権、鐵道財團、軌道財團、運河財團、鉱業権、特定鉱業権、試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権をいう。別表第一第二十二号の二において同じ。）、貯留権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。
(債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準)

第十二条 先取特権、質権又は抵当権の登記

先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第一百四十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定により登録されていける損害賠償の支払金額を増加する登録は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

第十三条 登記官署等における同時の申請

（共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率）
2 2により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託の登記又は登録（以下この条において「抵当権等の設定登記等」という。）を受ける場合には、これらの抵当権等の設定登記等を一の抵当権等の設定登記等とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の種類の別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該抵当権等の設定登記等の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記等を受ける場合において、当該抵当権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該抵当権等の設定登記等に係る登記免許税の課税標準及び税率は、当該抵当権等の設定登記等がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該抵当権等の設定登記等の申請をするものに限り、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

（担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）

第十四条 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該担保付社債につき担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十三条第一項（分割発行の場合の社債発行に係る登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条ノ二第二項（数回に分けて発行する担保付社債の登記）の規定によつてする登記を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある担保付社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登記免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該担保付社債の金額の合計額とする。この場合において、当該担保付社債の金額がないときは、当該登記免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

2 前項の規定は、担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

（課税標準の金額の端数計算）

第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その全額が千円に満たないときは、これを千円とする。

（課税標準の数量の端数計算）

第十六条 別表第一に掲げる登記に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。
一 别表第一第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数に一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これの端数をもつて債権金額とみなす。

二 別表第一第二十号に掲げる鉱区若しくは租鉱区又は同表第二十二号に掲げる共同開発鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十万平方メートルとする。

第十七条 別表第一第一号（十二）イからへまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記

所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記

所有権のその他の原因による移転の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記

地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記

配偶者居住権の設定の登記

所有権の信託の登記

先取特権、質権又は抵当権の信託の登記

所有権、先取特権、質権及び抵当権以外の権利の信託の登記

所有権である相続財産の分離の登記

所有権以外の権利である相続財産の分離の登記

2 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一第一号に掲げる船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受ける場合は、当該登記に係る登録免許税の税率は、同号（二）の税率欄に掲げる割合から千分の四を控除した割合とする。

3 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている航空機について、これらの仮登記に基づき移転登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、一トンにつき一万五千円とする。

4 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権若しくは配偶者居住権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一第一号（二）の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

（事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額）

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する場合における組織変更又は分割による株式会社若しくは合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額（株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは六万円とする。）とする。

（特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記）

第十七条の三 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（平成十七年法律第八十七号）第四十六条（特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記）の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第二十四号（一）ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

（二以上の登記等を受ける場合の税額）

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に応じ同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 納付及び還付

第一節 納付

（現金納付） 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書（当該登記等を受ける者が当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十六条及び第三十一条第二項を除き、以下同じ。）に貼り付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

（印紙納付） 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する登録免許税の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

（嘱託登記等の場合の納付）

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する登録免許税の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書（当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行なう場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十一条第三項において同じ。）に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が二万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。（免許等の場合の納付の特例）

第二十四条 別表第一に掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税について

は、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない。
 2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならぬ。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受けた納付受託者（第二十四条第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合には、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(納付受託者に対する納付の委託)

第二十四条の三 登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

2 前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「納付の」とあるのは、「納付

3 登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

第二十四条の四 登録免許税の納付に関する事務（以下この項及び第二十四条の六第一項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として登記等を所管する省庁の長（以下「所管省庁の長」という。）は、当該登記等を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。
 3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならない。

4 所管省庁の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(納付受託者の納付)

第二十四条の五 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。

2 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二十四条の六 紳付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行つた職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(納付受託者の指定の取消し)

第二十四条の七 所管省庁の長は、第二十四条の四第一項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1 第二十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

2 第二十四条の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3

3 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

4 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

5 所管省庁の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。）に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差

額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領收証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等の申請書に記載された登録免許税を第二十四条の二第一項に規定する方法により納付しているときは、第二項に規定する差額に相当する登録免許税を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

1 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

2 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項(第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事實を知つたときは、第三項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が一人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者(当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者)の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

3 登記機関は、登録免許税の納期限(第二十四条の五第一項に規定する政令で定める日が当該納期限後に到来する場合には、当該政令で定める日)後において、納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事實を知つたときは、遅滞なく、当該納付受託者の住所又は事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。(税務署長による徵収)

第二十九条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徵収する。

2 税務署長は、前条第三項の通知を受けた場合には、国税の保証人に関する徵収の例により当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る納付受託者から徵収する。

3 税務署長は、第二十四条の五第一項の規定により納付受託者が納付すべき登録免許税については、当該納付受託者に対して国税通則法第四十条(滞納処分)の規定による処分をしてもなお徵収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該登録免許税に係る登記等を受けた者から徵収することができない。

4 税務署長は、第一項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登記等の申請書に記載された登録免許税を納付した者が当該登記等の申請書に記載された登録免許税を納付した日(第二十四条の三第一項の規定により当該登録免許税の納付の委託をした者があつては、当該納付の委託をした日。次項において同じ。)から六月を経過する日までに、政

免許税の額の全部又は一部を納付していない事實を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徵収する。

第三十条 この節に定めるもののほか、登録免許税の納付の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 還付

(過誤納金の還付等)

第三十一条 登記機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者(これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者)の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

1 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下された場合(第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。)当該納付された登録免許税の額

2 登録免許税を納付して登記等の申請の取下げがあつた場合(第三項の証明をする場合を除く。)当該納付された登録免許税の額

3 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該過大に納付した登録免許税の額

4 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。)に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項(第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

5 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書(当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。次項において同じ。)に貼り付けられた登録免許税の領收証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領收証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領收証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

6 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書に貼り付けられた登録免許税の領收証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5 第三項(前項において準用する場合を含む。)の証明を受けた者は、当該証明に係る領收証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領收証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けた旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たに登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

6 第二十四条の二第二項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることをやめる場合には、当該登記免許税を納付した者は、当該納付した日(第二十四条の三第一項の規定により当該登記免許税の納付の委託をした者があつては、当該納付の委託をした日。次項において同じ。)から六月を経過する日までに、政

(認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い)
第三十四条の三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第七条第一項(福島復興再生計画の認定)に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定(同法第七条の二第一項(東日本大震災復興特別区域法の準用))において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の変更の認定を含む)が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第七十一条第三項(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)の同意をした者については、当該福島復興再生計画に係る同法第七条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

(変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い)
第三十四条 保険業法(平成七年法律第二百五号)第二百八十条第二項(変更等の届出等)の規定による登録のうち別表第一第三十七号の規定により同法第二百七十六条(登録)の特定保険募集人の登録とみなされるものに係る同法第二百八十条第一項第一号の規定による届出については、これを当該登録に係る申請とみなして、この法律の規定を適用する。
(届出が有料職業紹介事業の許可とみなされる場合の当該届出の取扱い)

第三十四条の二 別表第一第八十一号の規定により職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の有料の職業紹介事業の許可とみなされる高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第二項(業務等)の規定による届出については、これを当該許可に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

第三十二条 登記機関（政令で定める登記機関については、政令で定める省庁の長）は、政令で定めるところにより、その年の前年四月一日からその年三月三十一日までの期間内にした登記等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十一日までに財務大臣に通知しなければならない。

（通知）
第四章 雜則
五 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合 第六項の申出があつた日（同項の申出がなかつた場合には、前項に規定する六月を経過する日）

第四章

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合（第三項の証明をした場合を除く。）当該取下げがあつた日過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に定める期限前であるときは、当該期限）

五 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基準となる登記等の申請をしなかつた場合 第六項の申出があつた日（同項の申出がなかつた場合は、前項に規定する六月を経過する日）

7
所轉り等其の外に付する二種の記載の請求を以て、登録免許税の納付をした者は、當該登録免許税の納付した日から六月を経過する日までに當該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。

登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、当該各号（第二号を除く。）に掲げる場合のいずれかに該当する場合の登録免許税に係る過誤納金のうち当該各号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合（第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。）当該却下した日

二 第五項の申出があつた場合 当該申出があつた日

令で定めるところによりその旨を登記機関に申し出で、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納稅地の所轄稅務署長に對し通知をすべき旨の請求をすることができる。

一 別表第一第一百二十五号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一第一百三十九号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三 別表第一第一百四十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い）

三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第二百八十九号）第十二条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第一百四十二条の規定により旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十二条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十年法律第七十九号）第十二条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第一百四十二条の規定により旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十二条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

（認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第二項の同意をした者若しくは同法第二十七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）については、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請者若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一 第百二十号 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項（許可）の
第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第
七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許

二 別表第一 第百二十五号（事業計画の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五
条第一項（事業計画の変更）の事業計画の変更の認可

三 別表第一 第百二十五号の三 道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録
又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録

四 別表第一 第百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項（一般
旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可又は同法第二十条第一項（貨客定期
航路事業）の貨客定期航路事業の登録若しくは同法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）
の一般不定期航路事業の登録

（公表が自家用有償旅客運送者の登録とみなされる場合の取扱い）

第五条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第一項（地域住宅團
地再生事業計画の作成）に規定する地域住宅團地再生事業計画の同条第二十九項（同条第三十項
において準用する場合を含む。）の規定による公表が別表第一 第百二十五号の三の規定により道
路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変
更登録等）の変更登録とみなされる場合における地域再生法第十七条の三十六第十五項の同意を
した者については、当該地域住宅團地再生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申
出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの
章の規定を適用する。

（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等）

第六条 地再生事業計画の同条第二十九項（同条第三十項
において準用する場合を含む。）の規定による公表が別表第一 第百二十五号の三の規定により道
路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変
更登録等）の変更登録とみなされる場合における地域再生法第十七条の三十六第十五項の同意を
した者については、当該地域住宅團地再生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申
出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの
章の規定を適用する。

第七条 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の
申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記等の申請又は嘱託は、書面により行われたものとみな
して、この法律その他の登録免許税に関する法令の規定を適用する。

第八条 前項に規定する場合において、第四条第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法そ
の他前項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第九条 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八
条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出し
て登記の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記の申請又は嘱託（当該磁気ディスクに係る部
分に限る。）は、書面により行われたものとみなして、この法律その他の登録免許税に関する法令
の規定を適用する。

第十条 前項の場合（登記の申請に必要な情報を全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又
は嘱託を行つた場合に限る。）において、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当す
る登録免許税を第二十一條から第二十三條までの規定により国に納付するときは、第二十一條中
「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該
登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処
理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して」とあり、及び第二十三条第一項中「電
子情報処理組織を使用して」とあるのは、「磁気ディスクを提出して」と読み替えて適用するも
のとする。

第十一条 第二項の規定は、第三項に規定する場合について準用する。
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行す
る。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法（以下「新法」という。）
の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等につき課されるべき登録免許税について適
（経過規定の原則）

用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであつた登録税については、なお従前の
例による。

（建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除）

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係
る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に関する登記の申請（官庁又
は公署の嘱託を含む。以下同じ。）をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要
しない。

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二
年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をして
いる場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記
等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

（不服申立て等に係る免許等についての課税の特例）

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二
年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をして
いる場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記
等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

（不動産登記に係る不動産価額の特例）

第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準
たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は
当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
第三百四十二条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録され
た当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

（倉庫業法の改正に伴う許可に係る課税の特例）

第八条 倉庫業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第二項（経過規定）
に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法第三条（営業の許可）の許可の申
請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の（一）に掲げる倉庫業の許可
を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にか
かわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

（経過措置の政令への委任）

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

第十条 附則（昭和四二年七月一三日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一
条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）

第十一条 附則（昭和四二年七月二〇日法律第七三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）

第十二条 附則（昭和四二年七月二九日法律第九七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

（施行期日）

第十三条 附則（昭和四二年八月一日法律第一二一号）抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

第十四条 附則（昭和四二年八月一日法律第一一五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一五日法律第一三四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一六日法律第一三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一九日法律第一三八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一七日法律第五一号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年五月二三日法律第六三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四三年五月二九日法律第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四三年五月三〇日法律第七四号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一日法律第八四号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一日法律第八六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月三日法律第八九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三日法律第九一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三日法律第三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。
(地方自治法等の一部改正に伴う経過措置)

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、同条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物に関する規定に相当する額を「とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条（防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、同項中「その者が市街地改造事

一から八まで略

九 登録免許税法

前項の場合において、この法律の施行後の不動産の取得について附則第十条の規定による改正

前の地方税法第七十三条の十四第七項の規定を適用するときは、同項中「その者が市街地改造事

業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を」とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条（防

災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附 則（昭和四四年一二月一〇日法律第八六号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条规定の改正規定（同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。）、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分に限る。）、第八十七条の次に一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百九条の次に一条を加える改正規定、第一百十一条の次に一条を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十六条及び附則第二十九条の規定 昭和四十五年十月一日

附 則（昭和四五年三月一八日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一三日法律第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月四日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月六日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月六日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五五年五月一〇日法律第八一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五五年五月二〇日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五五年五月二〇日法律第八二号）抄

(経過措置)
2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、
なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項
の規定にかかるらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第七二二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

第一条の規定 (同条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の
改定に関する法律第十一条第三項、第十二条の二第三項及び第十三条の三第四項の改正規定を
除く。) 第二条中国家公務員共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五第一項の
改正規定、同法第九十八条第二項を削る改正規定、同法第一百条第三項、第二百二条第三項、第二百
十一条第四項及び第九项並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則
第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を
附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
第十二条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十
一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規
定並びに同法別表の改正規定 (同表の備考四の改正規定を除く。) 第四条の規定並びに次項、
附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条
及び第二十五条の規定 公布の日

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第七六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

第一条中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支
給する年金の額の改定に関する法律の改正規定 (同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項
の改正規定を除く。) 第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九条の次に一条を加える改
正規定、同法第五十九条の三第一項各号の改正規定、同法第六十三条第二項を削る改正規定及
び同法附則第六条の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二条、第十五
条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日

附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月三一日法律第七二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年四月二五日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年五月二二日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六六年五月二二日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、銀行法(昭和五六年法律第五十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月二日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行す
る。ただし、第一条中非訟事件手続法第百二十二条ノ一第一項の改正規定、第二条中担保附社債
信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十
条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定(「を含む」)の下
に、「新株引受け権証券」を加える部分に限る。)、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第
五項の改正規定、第二十四条中信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中会社更生
法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第
四十一条中商業登記法第八十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並
びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政
令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五八年四月二七日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月一三日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五八年五月二七日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超える年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六三年四月二一日法律第一八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月一七日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に行われた旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての前条の規定による改正後の登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「規定する事業」とあるのは、「規定する事業、同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号(業務の範囲)に規定する事業」とする。

附 則 (昭和六三年五月二十四日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第三九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月一九日法律第八六号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第八六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月一九日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年四月二六日法律第四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月一七日法律第六七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第五十一条 この法律（附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第六十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二年六月七日法律第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月七日法律第一一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第三条 第四条、第五章（第三十九条並びに第五十六条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）第六章、第八十九条第六号、第九十条第四号及び第五号並びに第九十一条から第九十四条まで並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定</p> <p>公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p>	<p>附 則 (平成二年一月二九日法律第一三一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年一月八日法律第一四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年三月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十九条第三項に係る部分を除く。）の規定</p> <p>附 則 (平成二年六月六日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月八日法律第四二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一五日法律第四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一五日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一九日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一九日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一九日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--

おその効力を有する。この場合において、同号（四）中「公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条第一項」とあるのは、「公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条」とする。

（政令への委任）
第五十五条 附則第二条から第三十条まで、附則第三十三条、附則第三十八条、附則第四十条、附則第四十三条、附則第四十五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九三号）抄

第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。
附 則（平成一五年六月一八日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、平成十五年六月一日から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
（施行期日）

第一条 この法律は、平成一五年八月一日法律第一三四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年八月一日法律第一三六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条 前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（施行日前二月に当たる日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請に係るものをお除く。）について適用し、施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録及び施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録で施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請（施行日前二月以内にされたものを除く。）に係るものについては、なお從前

の例による。

附 則（平成一六年三月三一日法律第一一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年三月三一日法律第一四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年三月三一日法律第一四号）抄
（施行期日）

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三四号) 抄

(施行期日) 一年法律第九十三号第四条第三十号の改正規定を除く。、第十八条及び第十九条の規定
布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任） (施行期日) (政令への委任)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成一六年四月二一日法律第三五号) 抄

（施行期日） (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略 (一) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄

（施行期日） (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条までで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 第四条の規定の施行の日以後に附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十五条第一項の規定による不動産鑑定士補の登録を受ける者及び附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十八条の規定による変更の登録を受ける不動産鑑定士補については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号（十五）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号（十五）中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律」の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項（不動産鑑定士補に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同号（十五）ロ中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律」の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」とする。

（政令への委任）

第一条 この法律は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略 (一) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄

（施行期日） (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略 (一) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄

（施行期日） (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略 (一) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄

（施行期日） (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略 (一) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄

（施行期日） (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略 (一) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄

（施行期日） (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条（第一節第一款及び第三款、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条（準用通則法第三条、第八条第一項、第十一项、第十六条及び第七条を準用する部分に限る。）並びに第五十一条を除く。）、第四章（第五十四条第四号及び第五十五条を除く。）並びに附則第十一条から第十五条まで、第十七条（法務省設置法（平成十

布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 一年法律第九十三号第四条第三十号の改正規定を除く。、第十八条及び第十九条の規定
布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第一 条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇四号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略 (一) 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項（通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。）及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月八日法律第一五九号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日) (施行期日) (施行期日)

- 五 第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定（同表第四十六号の四に係る部分に限る。）平成十八年三月一日

六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分及び同号（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち（二）に掲げる登記に係る部分を除く。）並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十一条中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十八号）附則第二条第三項の改正規定

七 略

八 次に掲げる規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分及び同号（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち（二）に掲げる登記に係る部分に限る。）

九 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の二の次に次のように加える改正規定 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十号）の施行の日

十 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の四の次に次のように加える改正規定（同表第二十九号の十に係る部分に限る。）薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日

十一 第四条中登録免許税法別表第一第三十一号の改正規定及び同号の次に次のように加える改正規定 商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の施行の日

十二 第四条中登録免許税法別表第一第三十三号の二の改正規定（同号（二）に掲げる揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十二第一項において準用する同法第十七条の三第二項の登録に係る部分及び同法第十七条の十二第二項又は第三項において準用する同法第十七条の四第三項の登録に係る部分に限る。）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日

十三 第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次のように加える改正規定（同表第三十四号の七に係る部分に限る。）公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第七十六号）附則第一条第三号に定める日

十四 刪除

十五 第四条中登録免許税法別表第一第四十一号の二の次に次のように加える改正規定 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）附則第一条ただし書に規定する日

十六 第四条中登録免許税法別表第一第四十三号の改正規定 旅行業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日

十七 第四条中登録免許税法別表第一第四十七号の二及び第四十八号の改正規定（同号（二）に掲げる登録に係る部分に限る。）電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のように加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。）警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお從前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二（三）、第三十三号の二（二）、第三十三号の三、第三十

四号（三）若しくは（四）、第三十四号の三（一）若しくは（三）、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六（二）若しくは（三）、第三十四号の人、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十一号（三）、第四十三号（三）、第四十三号の二（二）、第四十四号（二）若しくは（三）、第四十五号（一）、第四十五号の三（一）若しくは（三）、第四十六号（二）、第四十六号の二、第四十七号の一（二）、第四十八号（三）から（六）まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合には、新登

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第二百一号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。）附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

七号の二(一)、第四十八号(三)から(五)まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

厚生労働省閣僚令附則第五条の規定による改正後の作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条又は第四十四条第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行日以後最初に受けたこれらの規定による登録(施行日以後に受けたものに限る。)は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三(一)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

6 施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受けた新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号（一）及び（二）中「十五万円」とあるのは「三万円」と、同号（三）中「三万円」とあるのは「一万円」とする。

7 新登録免許税法別表第一第三十四号の六（二）又は（三）に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、当該登録については、登録免許税

8 を課さない。

施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に受けた新登録免許税法別表第一第一四十号の五に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号（一）中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」と、同号（二）中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）」

(四)において「海洋汚染防止法等改正法」という。(附則第六条第一項)と、同号(三)中「海

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十二第一項」と、同号(四)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項」と、二の登録」とあるのは二又は「海洋汚染防止法等改正法する法律第十七条の十五第一項」と、二の登録」とあるのは二又は「海洋汚染防止法等改正法附則第十二条第二項(登録検定機関の登録)の登録」と、同号(五)中「海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律第四十三条の九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項」とする。

9

附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間に受けた新登録免許税法別表

第一百三十一号(八)に掲げる登録に係る同号(八)の規定の適用については、同号(八)中

「第四十三条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。

「公益法人による改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法

律第九十六条)附則第七条第二項の規定により同法第六条の規定による改正後の気象業務法(昭

和二十七年法律第一百六十五条)第九条の登録を受けているものとみなされている者が公益法人に

係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日以後最初に受ける

同条の登録(施行日以後に受けるものに限る)は、新登録免許税法別表第一第四十三号の二(二)

に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年四月一三日法律第二十九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月六日法律第四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月六日法律第四一號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月六日法律第四五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年五月二〇日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一〇日法律第五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受取者移送法第二十一条の改正

規定(「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十一条及び第十二条の二」を削る部分に限る)及び附則

第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十七号)

の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第四号) 抄
(施行期日)

第一条 附則第二十条の規定 公布の日
(政令への委任)

第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 附則第二十条の規定 公布の日
(政令への委任)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（施行期日）

（平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

七 第五条中登録免許税法第三十二条の次に二条を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行の日

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第三十二号（二）、（二十二）、（二十三）、（二十六）、（二十八）、（三十）

十 フ、（三十三）若しくは（三十五）、第三十三号、第三十五号（九）から（十二）まで、第三十七号（四）から（六）まで、第三十九号、第四十号（三）若しくは（五）、第四十一号（三）

若しくは（六）、第四十二号（四）、第四十三号（二）、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第五十一号（一）（同号（二）に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十七号、第五十三号、第五十八号、第六号、第五十六号（同号に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十七号、第五十八号、第六十五号（二）、第六十六号（四）、第六十七号、第七十号（一）若しくは（二）、第七十四号、第六十五号、第七十七号（二）から（五）まで、第八十一号、第八十三号（一）、第八十八号、第八十九号、第七十号（一）若しくは（二）、第九十号、第九十四号（五）、第九十六号（三）、第一百号（一）

から（三）まで、第一百二号、第一百四号（一）イ若しくはロ（二）若しくは（三）、第一百五号、第一百七号から第一百十号まで、第一百十四号（二）、第一百十七号から第一百十九号まで、第一百二十号（四）から第一百二十一号から第一百二十三号まで、第一百二十四号（一）、第一百二十五号（二）、第一百二十六号から第一百二十九号まで、第一百三十号（一）若しくは（二）、第一百三十一号（一）から（三）まで、第一百三十七号、第一百三十八号（一）若しくは（二）、第一百三十九号（一）、（四）、（六）若しくは（八）、第一百四十三号（二）若しくは（三）、第一百四十五号、第一百四十六号（一）、第一百四十八号、第一百四十九号、第一百五十号（二）又は第一百五十五号（一）若しくは（三）に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体（以下この条において「登記官署等」という。）に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 新登録免許税法別表第一第三十二号（二十三）、（二十六）若しくは（三十五）、第三十七号（四）、第五十三号、第五十八号、第七十四号、第七十七号（一）から（五）まで、第八十三号（一）、第五十五号、第五十八号、第七十四号、第七十七号（一）又は第一百四十八号に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該申請書に係る登記等を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登記等に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

(4) 新登録免許税法別表第一第六十五号（二）、第七十七号（一）から（五）まで又は第一百四十四号（二）に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日（同表第七十七号（一）から（五）までに掲げる登記等にあっては、同年五月三十日）までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免課税を課さない。

5 施行日から平成十八年四月三十日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第六十五号（二）イに掲げる免許に係る同号（三）イの規定の適用については、同号（三）イ中「全品目」とあるのは、「全種類」とする。

6 施行日前に作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第八十四号（一）に掲げる登録に係る同号（二）の規定の適用については、同号（一）中「登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。）」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

7 施行日前に測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四十九条第一項の測量士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第百五十二号（一）に掲げる登録に係る同号（一）の規定の適用については、同号（一）中「登録及び同法第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

6 附 則（平成一八年五月一七日法律第三七八号）抄

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

7 附 則（平成一八年五月一七日法律第三七八号）抄

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十

七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

7 附 則（平成一八年五月一九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法第一百一条第一項及び第二項の改正規定（同条第一項第三号の改正規定を除く。）、同法第七十七条第七号の改正規定、同法第一百十条第一項の改正規定（同項第三号中「第九十六条の九」の下に「（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。）並びに同法第一百十三条の改正規定並びに附則第十六条及び第二十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百二十四号の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一八年六月七日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二二日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二二日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二から四まで 略

五、第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二

項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一

条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百八十八条、第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この

条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの

法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれ

ぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければなら

ない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこ

れに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の規

定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措

措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

(施行期日)
一及び二 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下

「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一から六まで 略
七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第一百八号)の施行の日
イからニまで 略

本 第五条中登録免許税法第十四条第一項の改正規定、同法別表第一第三号の改正規定、同表第三条第十八条号の次に次のように加える改正規定、同表第三十五号(九)の改正規定、同表第三

十八条号の改正規定及び同表第三十九号の改正規定

(登録免許税法の一一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 第五条の規定による改正後の登録免許税法(第十四条第一項、別表第一第三号、同表第二十八号の二、同表第三十五号(九)及び同表第三十八号を除く。)の規定は、施行日以後に受ける登記、登録又は認定に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中産業活力再生特別措置法第二条に五項を加える改正規定(同条第二十項及び第二十一項に係る部分に限る。)及び同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、同条の次に一節を加える改正規定(同章中第三十三条を第五十七条とする部分を除く。)並びに附則第九条及び第十一条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機関法(平成十九年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十二条第一項第七号イ若しくはロ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十二条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公团法第十九条第一項第一号若しくは第二号の事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての前条の規定による改正後の登録免許税法第五条の規定の適用については、同条第六号中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)附則第九条第一項(業務の特例)に規定する業務のうち独立行政法人綠資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十二条第一項第七号イ若しくはロ若しくは第八号(業務の範囲)に規定する事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法附則第十二条第一項(業務の特例)に規定する業務のうち森林開発公团法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号若しくは第二号(業務の範囲)に規定する事業」とする。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一五日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二〇年三月三日法律第九号) 抄

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

一 整備法第三十三条规定第一項に規定する登記
 二 整備法第六百六条第一項（整備法第二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する登記
 三 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人が同項に規定する施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結後最初に一般社団法人への名称の変更（整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。）を行う場合の登記で次に掲げるもの
 イ 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百一条第二項第二号に掲げる事項の変更の登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあっては、一般社団法人の存続期間に限る。）の変更の登記（同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。）
 ロ 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記
 ハ 整備法第二十二条第四項に規定する登記
 四 整備法第三十三条第一項の規定により一般社団法人又は一般財團法人が整備法第四十五条の認可を取り消されて整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（次号において「特例民法法人」という。）となる場合における当該一般社団法人又は一般財團法人の解散の登記
 五 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合
 ロ 特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財團法人となる場合
 ハ 特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財團法人となる場合
 ニ 前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。
 （この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）
第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
第一百二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十一年五月二日法律第二六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成二十一年五月二三日法律第三九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年五月三〇日法律第四七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十一年五月三〇日法律第四八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年五月三〇日法律第四八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p>附 則 (平成二十一年五月三〇日法律第四九号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成二十一年六月六日法律第五三号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成二十一年六月一三日法律第六五号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成二十一年六月一八日法律第七四号) 抄 (施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成二十一年六月一八日法律第七五号) 抄 (施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二十一年三月三一日法律第一〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成二十一年三月三一日法律第一三号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十一年四月一日法律第一四号) 抄 (その他の経過措置の政令への委任) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十一年四月一日法律第一五号) 抄 (税制の抜本的な改革に係る措置) 第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に對処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遲滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行ふため、平成二十一年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千年代（平成二十一年から令和元年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。 2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするも</p>

のとし、当該改革は、不斷に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税率の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律五百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、収支が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

（施行期日） 附 則（平成二一年四月三〇日法律第二十九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日） 附 則（平成二一年五月一日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第二条第一項の規定による登録による登録各号に掲げる事務の委託による同項の規定による登録の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「構造改革特別区域法」とあるのは、「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十三号）附則第二条第一項（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有することとされる

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五九号）抄
（施行期日）

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二一年六月二六日法律第六四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二一年七月一〇日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下「施行日」という。）

附 則（平成二一年七月一〇日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二一年七月一〇日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律並びに附則第四条、第七条第一項及び第二項、第八条（第一項及び第七項を除く。）、第十四条、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第二十六条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の改正規定（八十の項中「第八十五条第一項の届出、同法」の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同

条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、「を加える部分に限る。）並びに附則第四十二条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年七月一七日法律第八四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とイスラエルとの間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二一年五月一〇日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年五月一九日法律第三二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とイスラエルとの間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成二一年五月一九日法律第三二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中金融商品取引法第一條第二十八項の改正規定（「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案

し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。) 又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として「一に改める部分に限る。」及

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な
び同法第二百五十五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定 公布の日
(政令への委任)

経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で

附 則（平成二年六月一日法律第四二号） 挑
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施丁期日) 附則 (平成二二年一一月一九日法律第五一号) 拷

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「旅行期日」）

〔施行日〕という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一略
其行

二
項第一号中の改正規定及び同法第五十三条第一項第五号チの改正規定同法第五十二条の二十四の規定
第四号の改正規定及び同法第五十三条第一項第五号の改正規定並びに第三十五条及
(前号)に掲げらる文句見合と余る)七十二条の三十一条第一項、第二十七条、第三十五条及

(前項に付する記入用紙を除く)並ては附則第一の二、第二の二、第三の二及び第三十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第二十九条 附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条の登録免許税法の一
部改正に伴う経過措置)

規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第五条第二項の業務区域の拡張の許可について
は、前条の規定による文部省令第百九十九号の規定によれば、その効力を有す

は、前条の規定によると、改正前の登録料金別表第一 第五十一号の規定によれば、その交付を有する場合において、同号中「許可又は業務区域」とあるのは「業務区域」と、「有線放送電

話に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律」(平成二十二年法律第六十五号)の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合における同法附則第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の有線放送電話二回十の法律二、第三条（義務等の許可）の有線放送電話二回十の同法第五条第二項

に關する法律」と「第三条（業務の許可）」の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項」とあるのは「第五条第二項」とする。

(施行期日) 附則(平成二十三年三月三一日法律第二二号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に応じて定期的に適用する等の一部を除き、法律（平成二十三年法律第十五号）

（平成二十三年法律第百四十四号）の公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二三年五月一日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

一　る日から施行する

二、第六条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限

る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

附 則（平成二三年五月一日法律第三九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 第一条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年五月二五日法律第四八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号（三十）に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号（三十）中「同法第七十一条の二第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定」とあるのは「航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第二条第一項（操縦技能審査員の認定に相当する認定）に規定する相当認定（以下単に「相当認定」という。）と、同号（三十）力中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。」とする。

附 則（平成二三年五月二七日法律第五六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。
(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 存続共済会が受けれる前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年六月一日法律第五七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月八日法律第六三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月一五日法律第六七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改行する。

七 附則第十八条及び第十九条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百一十七号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
（登録免許税法の一部改正に伴つ調整規定）

一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」とあるのは「第三十四条の二の次」と、「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の三」と、同法別表第一の改正規定中「第三十四条の二」とあるのは「一第三十四条の三」とする。
（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合に、前条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第二十七条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附則(二)

第一条 この法律

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、一から三まで略

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条から

及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日） 附則 平成二四年八月一〇日法律第五七号抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附則(平成二四年九月五日法律第七六号) 少

（施行期日） 防風二年六月三十日施行會第十六号

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(奄子胡日) 附則 (平成二四年九月五日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。
（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第四条 この法律の施行の日が福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法別表第一第一百二

十五号の改正規定中、「流通機能向上事業に係る許認可等の特例」とあるのは、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」と、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の改正規定中、「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」とあるのは、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」と、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」とあるのは、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」と、同表第百三十九号の改正規定中、「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」とあるのは、「第二十二条の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」と、「第四十八条第一項の規定」を「総合効率化計画」とあるのは、「第三十六条规定」と、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」とあるのは、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」と、「は当該許可」とあるのは、「は当該許可とみなす」と、同表第百三十九号の改正規定中、「第二十二条の二第一項若しくは第二項」とあるのは、「第三十四条第一項」と、「第二十二条の三第一項若しくは第二項」とあるのは、「第三十五条第一項」とする。

附 則（平成二四年九月一一日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定 公布の日

二 略

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（附 則（平成二四年九月一一日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第六条から第九条まで、第十九条及び第二十条の規定 発効日前の政令で定める日
(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から発効日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一百三十七号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号中「船員法（昭和二十二年法律第百号）」第一百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）とあるのは、「船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）附則第七条第一項（登録検査機関の登録）」の規定による登録」とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二五年六月二八日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二五年一月二七日法律第八三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えた日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二五年一月二七日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十九条 前条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日以後に受けた許可、認定又は登録（附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号に掲げる申請に係る許可及び同条第三号に掲げる申請に係る認定を除く。）に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた許可又は認定（施行日以後に受けた許可及び認定で、附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号及び第三号に掲げる申請に係るものを含む。）に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（平成二五年一月二七日法律第八五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年三月三一日法律第六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えた日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年三月三一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えた日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年五月一日法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年五月一四日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二五年一月一一日法律第九六号）抄

（施行期日）
附 則（平成二五年一二月一一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年三月三一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年三月三一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年五月一四日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第五二号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任) **第一条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六四号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六五号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七〇号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二四号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二六号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二三日法律第二六号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三三号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成三〇年六月一三日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第六一号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二五日法律第七八号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二七日法律第八〇号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

第一条 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定（同条中登録免許税法別表第一第三十八号（四）の改正規定及び同表第一百四十二条（一）の改正規定を除く。）

ハ 第五条の規定（同条中登録免許税法別表第一第三十八号（四）の改正規定及び同表第一百四十二条（一）の改正規定を除く。）

イ及びロ 略

ハ 第五条の規定（同条中登録免許税法別表第一第三十八号（四）の改正規定及び同表第一百四十二条（一）の改正規定を除く。）

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月二二日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第二八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二二日法律第三〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一二日法律第三一号) 抄

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月二七日法律第五七号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日から施行する。

二 第二条の規定、第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第一百五十五条の五第二項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則 (令和元年一二月六日法律第六六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第六七号の規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月六日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定及び附則第六七号の規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月六日法律第七一号) 抄

第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条规定中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定 公布の日から施行する。

二 略

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第百三十二条）を「第百三十二条から第百二十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条（本店の所在地における）を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（本店の所在地における）を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百一条、第一百八十八条及び第百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第五十五条第二項第一号の改正規定、同法第一百五十五条第一項の改正規定（「以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同条第二項の表第百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「までも」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同条第二項の表第百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第百五十九条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の目次の改正規定（従たる事務所の所在地における登記（第三百十二条第三百十四条）を「削除」に改め

第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条の中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二节第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「第百三十二条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二节の節名の改正規定、同章第三节、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「第百三十二条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「並びに第百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

(施行する)
附 則（令和五年六月七日法律第四七号）抄
(施行期日)
〔第一条〕この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
〔第五条〕前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄
(施行期日)
〔第一条〕この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
〔第三条〕第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
附 則（令和五年一一月二九日法律第七九号）抄
(施行期日)
〔第一条〕この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年四月一九日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月一五日法律第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条の規定及び附則第十一条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一「第一百二十五号」の改正規定（流通業務総合効率化促進法第十条第一項）を「物資流通効率化法第十二条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第四条第一項」を「物資流通効率化法第六条第一項」に改める部分を除く。）

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
附 則 (令和六年五月二二日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二十四日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条の規定 公布の日
二 略

第三章 第二章第一節（試掘に係る部分に限る。）、同章第二節（試掘及び試掘権に係る部分に限る。）、同章第三節（試掘に係る部分に限る。）、同章第四節（試掘に係る部分に限る。）、第五章及び第六章（試掘に係る部分に限る。）、第八章（試掘に係る部分に限る。）、第十一条第一項、第十四条第一項及び第二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三十二条第二項（試掘に係る部分に限る。）、第三十三条（前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。）、第三十四条（試掘に係る部分に限る。）並びに第三十七条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定

一定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)
第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第九条、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける附則第八条第二項前段の許可又は同条第四項前段の認定に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一「第七十七号」の二の規定の適用については、同号中「特定細胞加工物の製造の許可又は外国における特定細胞加工物」とあるのは「特定細胞加工物等の製造の許可又は外国における特定細胞加工物等」と、同号（二）中「除く。」とあるのは「除く。」又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）において「再生医療等安全性確保法等改正法」という。附則第八条第二項前段（施行前の準備）の許可」と、同号（二）中「除く。」とあるのは「除く。」又は再生医療等安全性確保法等改正法附則第八条第四項前段の認定」とする。

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一九日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定並びに次条第二項並びに附則第三条第一項及び第六条から第十七条までの規定

一定 令和八年一月一日
附 則 (令和六年六月二二日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第九条、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

イ ロ ハ	不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又 は相続又は法人の合併による移転の登記 （注）この号において「不動産」とは 土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。	不動産の価額 税率
（二）所有権の保存の登記			千分の四
（二）所有権の移転の登記			千分の四

不動産の価額 千分の四	千分の四
不動産の価額 千分の四	千分の四

(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、 転貸又は移転の登記	不動産の価額
イ 設定又は転貸の登記	千分の二
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	千分の二十
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	千分の十二
ニ その他の原因による移転の登記	千分の二
(三)(一) 配偶者居住権の設定の登記	千分の四
(四) 地役権の設定の登記	千分の一

(五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、 強制競売、担保不動産競売(その例による競売を含む。 以下単に「競売」という。)、強制管理若しくは担保不 動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵 当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	不動産の価額
(六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記	不動産の価額
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額
ロ その他の原因による移転の登記	不動産の価額
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移 転の登記	不動産の価額
(八) 抵当権の順位の変更の登記	不動産の価額
(九) 貸借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	不動産の価額
(十) 信託の登記	不動産の価額
イ 所有权の信託の登記	不動産の価額
ロ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	不動産の価額
ハ その他の権利の信託の登記	不動産の価額
(十一) 相続財産の分離の登記	不動産の価額
イ 所有权の分離の登記	不動産の価額
ロ 所有权以外の権利の分離の登記	不動産の価額
(十二) 仮登記	不動産の価額
イ 所有权の保存の仮登記又は保存の請求権の保全の ための仮登記	不動産の価額
ロ 所有权の移転の仮登記又は移転の請求権の保全の ための仮登記	不動産の価額
(十三) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移 転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(十四) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請 求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(十五) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請 求権の保全のための仮登記	不動産の価額

不動産の価額	千分の十	千分の二	千分の四	千分の二	千分の二	千分の四	千分の四	千分の五
不動産の価額	千分の二	千分の一						

ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、 転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移 転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(一) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転 貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(二) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移 転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(三) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は 移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(四) 地役権の設定の登記	不動産の価額
(五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、 強制競売、担保不動産競売(その例による競売を含む。 以下単に「競売」という。)、強制管理若しくは担保不 動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵 当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	不動産の価額
(六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記	不動産の価額
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額
ロ その他の原因による移転の登記	不動産の価額
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移 転の登記	不動産の価額
(八) 抵当権の順位の変更の登記	不動産の価額
(九) 貸借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	不動産の価額
(十) 信託の登記	不動産の価額
イ 所有权の信託の登記	不動産の価額
ロ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	不動産の価額
ハ その他の権利の信託の登記	不動産の価額
(十一) 相続財産の分離の登記	不動産の価額
イ 所有权の分離の登記	不動産の価額
ロ 所有权以外の権利の分離の登記	不動産の価額
(十二) 仮登記	不動産の価額
イ 所有权の保存の仮登記又は保存の請求権の保全の ための仮登記	不動産の価額
ロ 所有权の移転の仮登記又は移転の請求権の保全の ための仮登記	不動産の価額
(十三) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移 転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(十四) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請 求権の保全のための仮登記	不動産の価額
(十五) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請 求権の保全のための仮登記	不動産の価額

(二) 移転の登録

イ 法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録

(四) 抵当権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録

(六) 抵当権の順位の変更の登録

(七) 信託の登録

イ 抵当権の信託の登録

ロ 抵当権以外の権利の信託の登録

(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）

(九) 登録の抹消

四の三 樹木採取権の登録（樹木採取権の信託の登録を含む）

(一) 設定の登録

(二) 移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録

(四) 抵当権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録

公共施設等運営権の 価額	千分の一
公共施設等運営権の 価額	千分の五
債権金額又は極度 金額	千分の四
債権金額又は極度 金額	千分の一
債権金額又は極度 金額	千分の二
一部譲渡又は分割後 の共有者の数で極度 の共有者の数で極度	千分の二
一部譲渡又は分割後 の共有者の数で極度 の共有者の数で極度	千分の一
抵当権の件数	千分の一
債権金額又は極度 金額	千分の二
公共施設等運営権の 価額	千分の一
公共施設等運営権の 件数	千分の一
公共施設等運営権の 件数	千分の二
樹木採取権の価額 を含む。)	千分の一
樹木採取権の価額 を含む。)	千分の一
樹木採取権の価額 を含む。)	千分の一
樹木採取権の価額 を含む。)	千分の五
樹木採取権の価額 を含む。)	千分の四
樹木採取権の価額 を含む。)	千分の二
樹木採取権の価額 を含む。)	千分の一
債権金額又は極度 金額	千分の一
債権金額又は極度 金額	千分の二
債権金額又は極度 金額	千分の三
債権金額又は極度 金額	千分の四
債権金額又は極度 金額	千分の二
債権金額又は極度 金額	千分の一

	(六) 抵当権の順位の変更の登録	金額を除して計算し た金額
(七) 信託の登録	抵当権の件数	一件につき千円
イ 抵当権の信託の登録	債権金額又は極度	千分の一
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	樹木採取権の価額	千分の二
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録 又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録の うち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）	樹木採取権の件数	千分の一 一件につき千円
(九) 登録の抹消	漁港水面施設運営権の登録を含む。)	一件につき千円
四の四 漁港水面施設運営権の登録（漁港水面施設運営 権の件数	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
(一) 設定の登録	漁港水面施設運営権の登録を含む。)	千分の一 一件につき千円
(二) 移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
(四) 抵当権の移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転 の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
(六) 抵当権の順位の変更の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
(七) 信託の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
イ 抵当権の信託の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録 又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録の うち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
(九) 登録の抹消	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円
五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事故事業財団、自動車交通事故事業財 団又は觀光施設財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）	漁港水面施設運営権の価額	千分の一 一件につき千円

イ 相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	一件につき三万
(二) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	一件につき三万
(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	千分の四
(四) 専用使用権若しくは通常使用権、専用使用権、通常使用権若しくは商標権を目的とする質権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	千分の二
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	一件につき三千
(五) 信託の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	一件につき三千
イ 質権の信託の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	一件につき三千
ロ 質権以外の権利の信託の登録	専用使用権又は通常 使用権の件数	一件につき三千

(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録	商標権の件数	一件につき三千
又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（二）から（五）までに掲げるものを除く。）	商標権の件数	一件につき三千
(七) 登録の抹消	商標権の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登録	商標権の件数	一件につき三千
(八) 登録の抹消	商標権の件数	一件につき三千

(九) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（二）から（六）までに掲げるものを除く。）	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十) 登記の抹消	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十一) 回路配置利用権の登記（回路配置利用権の信託の登記を含む。）	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十二) 回路配置利用権の設定の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十三) 専用利用権の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十四) 専用利用権又は通常利用権の設定の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十五) 専用利用権又は通常利用権の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十六) 専用利用権又は通常利用権の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十七) 回路配置利用権の登記（回路配置利用権の信託の登記を含む。）	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十八) 育成者権の登記（育成者権の信託の登記を含む。）	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
ロ その他の原因による移転の登記	回路配置利用権等の件数	一件につき三千
(十九) 鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登記（鉱業権又は租鉱権の信託の登記を含む。）	回路配置利用権等の件数	一件につき三千

		共同開発鉱区の数	
		一個につき二万円	一個につき二万円
(十六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(十五)までに掲げるものを除く。)		試掘区域の数	試掘区域の信託の登録を含む。()
(十七) 登録の抹消		一個につき九万円	一個につき二万円
(二十二) 試掘権の設定の登録(試掘権又は貯留権の登録を含む。)		試掘区域の数	試掘区域の数
(二) 試掘区域の増減による試掘権の変更の登録		一個につき四万円	一個につき二万円
イ 試掘区域の増加又は試掘区域の増加及び減少による変更の登録		五千円	一千円
ロ 試掘区域の減少による変更の登録		一個につき六千円	一千円
(三) 試掘権の移転の登録		一個につき九千円	一千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		一個につき四万円	一千円
ロ その他の原因による移転の登録		五千円	一千円
(四) 貯留権の設定の登録		一個につき十八万円	一万円
(五) 貯留区域の増減、合併又は分割による貯留権の変更の登録		一個につき九万円	一千円
イ 貯留区域の増加又は貯留区域の増加及び減少による変更の登録		一個につき四万円	一千円
ロ 貯留区域の減少による変更の登録		五千円	一千円
ハ 貯留区域の合併による変更の登録		一個につき十九万円	一万円
二 貯留区域の分割による変更の登録		一個につき九万円	一千円
(六) 貯留権の移転の登録		一個につき九万円	一千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		五千円	一千円
ロ その他の原因による移転の登録		八千円	一千円
(七) 抵当権の設定又は試掘権、貯留権若しくは抵当権の処分の制限の登録		一個につき九万円	一千円
(八) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第十六条第一項(許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録		五百円	五百円
(九) 順位の変更による抵当権の変更の登録(八)に掲げる登録を除く。)		一個につき三千円	五百円
(十) 抵当権の移転の登録		一個につき六千円	五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		五百円	五百円
(二十三) 漁業権又は入漁権の登録(漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。)		一個につき九千円	一千円
(二) 漁業権の移転の登録		一千円	五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		五百円	五百円
ロ その他の原因による移転の登録		一千円	五百円
(四) 入漁権の保存の登録		一千円	五百円
(五) 入漁権の移転の登録		一千円	五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		五百円	五百円
ロ その他の原因による移転の登録		一千円	五百円
(六) 入漁権の持分の移転の登録		一千円	五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		五百円	五百円
ロ その他の原因による移転の登録		一千円	五百円
(七) 先取特権の保存、抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録		五百円	五百円
(八) 先取特権又は抵当権の移転の登録		五百円	五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		五百円	五百円
貯留区域の数	貯留区域の数	貯留区域の数	貯留区域又は貯留区域の数
一個につき四千五百円	一個につき三千円	一個につき三千五百円	一個につき一千五百円
漁業権の件数	入漁権の件数	入漁権の件数	入漁権の件数
五百円	五百円	五百円	五百円
漁業権の金額	入漁権の件数	入漁権の件数	入漁権の件数
五百円	五百円	五百円	五百円
貯留区域の数	貯留区域の数	貯留区域の数	貯留区域の数
五百円	五百円	五百円	五百円
漁業権の件数	入漁権の件数	入漁権の件数	入漁権の件数
五百円	五百円	五百円	五百円
漁業権の金額	入漁権の件数	入漁権の件数	入漁権の件数
五百円	五百円	五百円	五百円

			ワ 取締役会、監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号（定義）に規定する指名委員会等をいう。以下（一）において同じ。）又は理事会に關する事項の変更の登記
		力 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計監査役、会計監査人、指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事、監事、代表理事若しくは評議員に関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の代表に関する事項の変更を含む。）の登記	
		ヨ 支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記	
	タ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計監査役若しくは指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記		
	レ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記		
	ソ 会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記		
	ツ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからソまでに掲げるものを除く。）		
	ネ 登記の更正の登記		
ナ 登記の抹消			
(二) 外国会社又は外国相互会社の登記 ((三) に掲げる登記を除く。)			
イ 営業所の設置の登記 (口に掲げる登記を除く。)			
ロ 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置するの営業所の設置の登記	ハ イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記		
二 登記の更正の登記又は登記の抹消			

(三) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社の清算に係る登記を含む。）

イ 清算人又は代表清算人の登記

ロ 清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記ハ 清算の結了の登記

ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消

二十五 特定目的会社の登記

(一) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社の設立の登記

(二) (一) 及び (三) に掲げる登記以外の登記

(三) 登記の抹消

二十六 投資法人の登記

(一) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人の設立の登記

(二) (一) 及び (三) に掲げる登記以外の登記

(三) 登記の抹消

二十七 有限責任事業組合契約の登記

(一) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（(一) に掲げる登記を除く。）

イ 組合契約の効力の発生の登記

ロ 従たる事務所の設置の登記

ハ 主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記

ニ 組合員に関する事項の変更の登記

ホ 組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記

申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数

		申請件数		一件につき六千円	
(三) 登記の抹消		登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
三十一条 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明	(八の二) 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第二十八条(登録)の公認心理師の登録	一件につき六万円	一件につき九千円	一件につき六万円	五千円
(注) 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十一の三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第七条(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿に有する者(登録)の登録	一件につき六万円	一件につき九千円	一件につき六万円	五千円
(二) 公認会計士法(昭和二十三年法律第一百三号)第十一条(登録)の公認会計士の登録	(イ) 公認会計士法(昭和二十三年法律第一百三号)第十一条(登録)の公認会計士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項(外国で資格を有する者の特例)の外国公認会計士の登録	ロ 公認会計士法第十六条の二第一項(外国で資格を有する者の特例)の外国公認会計士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(二) 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第六条第一項(登録)の行政書士の登録	(二) 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第六条第一項(登録)の行政書士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(二の二) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第一百四号)第十九条の十八(登録)の登録政治資金監査人の登録	(二の二) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第一百四号)第十九条の十八(登録)の登録政治資金監査人の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(三) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第八条(弁護士の登録)の弁護士の登録	(三) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第八条(弁護士の登録)の弁護士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(四) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第二十五条第一項(登録)の外国法事務弁護士の登録	(四) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第二十五条第一項(登録)の外国法事務弁護士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(五) 司法書士の登録又は認定	(五) 司法書士の登録又は認定	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(六) 土地家屋調査士の登録又は認定	(六) 土地家屋調査士の登録又は認定	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十号)第八条第一項(土地家屋調査士名簿の登録)の登録	イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十号)第八条第一項(土地家屋調査士名簿の登録)の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
ロ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等の登録)	ロ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等の登録)	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
関係業務の認定)の認定	関係業務の認定)の認定	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(七) 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条(登録)の税理士の登録	(七) 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条(登録)の税理士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(八) 技術士法(昭和五十八年法律第一百五号)第三十二条第一項又は第二項(登録)の技術士又は技術士補の登録	(八) 技術士法(昭和五十八年法律第一百五号)第三十二条第一項又は第二項(登録)の技術士又は技術士補の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
イ 技術士の登録	イ 技術士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
ロ 技術士補の登録	ロ 技術士補の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
（2） 薬剤師の登録	（2） 薬剤師の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(十) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士名簿に対する登録	(十) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士名簿に対する登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
イ 歯科衛生士法第六条第一項(登録)の歯科衛生士の登録	イ 歯科衛生士法第六条第一項(登録)の歯科衛生士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
ロ 登録事項の変更の登録	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(十一) 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士名簿に対する登録	(十一) 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士名簿に対する登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
イ 救急救命士法第六条第一項(登録)の救急救命士の登録	イ 救急救命士法第六条第一項(登録)の救急救命士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
ロ 登録事項の変更の登録	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(十二) 言語聴覚士法(平成九年法律第一百三十二号)による言語聴覚士名簿に対する登録	(十二) 言語聴覚士法(平成九年法律第一百三十二号)による言語聴覚士名簿に対する登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
イ 言語聴覚士法第六条第一項(登録)の言語聴覚士の登録	イ 言語聴覚士法第六条第一項(登録)の言語聴覚士の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
ロ 登録事項の変更の登録	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(十三) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿に対する登録	(十三) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿に対する登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第三条の三第一項(登録)のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録	イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第三条の三第一項(登録)のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿に対する登録	(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿に対する登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
イ 柔道整復師法第六条第一項(登録)の柔道整復師の登録	イ 柔道整復師法第六条第一項(登録)の柔道整復師の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数

	登録件数
(十五) 栄養士法（昭和二十一年法律第一百四十五号）	一件につき一千円
第四条第三項（登録）の管理栄養士の登録	一件につき五千円
(十六) 理容師法（昭和二十一年法律第一百三十四号）による理容師名簿にする登録	一件につき九千円
理容師法第五条の二第一項（登録）の理容師の登録	五百円
(十七) 美容師法（昭和三十二年法律第六百六十三号）による美容師名簿にする登録	一件につき三千円
イ 美容師法第五条の二第一項（登録）の美容師の登録	五百円
ロ 登録事項の変更の登録	五百円
(十八) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録若しくは同法附則第四条第一項（登録）の准介護福祉士の登録	五百円
イ 社会福祉士の登録	五百円
ロ 介護福祉士又は准介護福祉士の登録	五百円
(十九) 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第二十八条（登録）の精神保健福祉士の登録	五百円
(二十) 獣医師法（昭和二十四年法律第二百八十六号）による獣医師名簿にする登録	五百円
イ 獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録	五百円
ハ 登録事項の変更の登録	五百円
(二十一) 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）による愛玩動物看護師名簿にする登録	五百円
イ 愛玩動物看護師法第六条第一項（登録）の愛玩動物看護師の登録	五百円
ロ 登録事項の変更の登録	五百円
(二十二) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿に登録	五百円
イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の登録	五百円
社会保険労務士の登録	五百円
ロ 社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	五百円
(二十二) 作業環境測定法第七条（登録）の作業環境測定士の登録	五百円

イ 第一種作業環境測定士の登録	登録件数
(二十二) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項（キャリアコンサルタントの登録）のキャリアコンサルタントの登録（更新の登録を除く。）	五百円
(二十三) 計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項（登録）の計量士の登録	五百円
(二十三) 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項（登録）の情報処理安全確保支援士の登録（更新の登録を除く。）	五百円
(二十四) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録	五百円
(二十五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による海技士免許原簿にする登録	五百円
イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技士で次に掲げるものの新規登録	五百円
(1) 一級海技士（航海）の登録	五百円
(2) 二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	五百円
(3) 四級海技士（航海）の登録	五百円
(4) 五級海技士（航海）の登録	五百円
(5) 六級海技士（航海）の登録	五百円
(6) 一級海技士（機関）の登録	五百円
(7) 二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	五百円
(8) 四級海技士（機関）の登録	五百円
(9) 五級海技士（機関）の登録	五百円
(10) 六級海技士（機関）の登録	五百円
(11) 一級海技士（通信）の登録	五百円
(12) 二級海技士（通信）の登録	五百円

イ 第二種作業環境測定士の登録	登録件数
(二十二) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項（キャリアコンサルタントの登録）のキャリアコンサルタントの登録（更新の登録を除く。）	五百円
(二十三) 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項（登録）の情報処理安全確保支援士の登録（更新の登録を除く。）	五百円
(二十四) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録	五百円
(二十五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による海技士免許原簿にする登録	五百円
イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技士で次に掲げるものの新規登録	五百円
(1) 一級海技士（航海）の登録	五百円
(2) 二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	五百円
(3) 四級海技士（航海）の登録	五百円
(4) 五級海技士（航海）の登録	五百円
(5) 六級海技士（航海）の登録	五百円
(6) 一級海技士（機関）の登録	五百円
(7) 二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	五百円
(8) 四級海技士（機関）の登録	五百円
(9) 五級海技士（機関）の登録	五百円
(10) 六級海技士（機関）の登録	五百円
(11) 一級海技士（通信）の登録	五百円
(12) 二級海技士（通信）の登録	五百円

(三十五) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)
 第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測
 量士又は測量士補の登録
 イ 测量士の登録

ロ 测量士補の登録

		登録件数		登録件数		登録件数	
		一件につき三十万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円
三十二の二 認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定加工医療情報利用事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の認定	認定件数	認定件数	認定件数	認定件数	認定件数	認定件数	認定件数
(一) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第九条第一項(認定)の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円
(二) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条规定(認定)の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円
(三) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第四十一条(認定)の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円
(四) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第四十五条(認定)の認定個人情報保護団体の認定	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円
三十四 警備員等に係る登録講習機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
警備業法(昭和四十七年法律第百七号)第二十三条(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く)	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
三十四の二 インターネット異性紹介事業者に係る登録誘引情報提供機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十号)第十八条第一項(登録誘引情報提供機関の登録)の登録	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円	五千円	一万円
三十四の三 カジノ事業若しくはカジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可(更新の免許を除く)	免許件数	免許件数	免許件数	免許件数	免許件数	免許件数	免許件数
(一) 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第三十九条(免許等)のカジノ事業の免許	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円
(二) 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第三十九条(免許等)のカジノ施設供用事業の免許(更新の免許を除く)	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円
(三) 特定複合観光施設区域整備法(平成四十三条第一項(許可)のカジノ関連機器等製造業、カジノ関連機	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円	十五万円

器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業の許可(更新の許可を除く。)
 (四) 特定複合観光施設区域整備法(平百五十条第一項(カジノ関連機器等外国製造業の認定)のカジノ関連機器等外国製造業の認定(更新の認定を除く。))
 三十五 銀行等の営業若しくはその支店その他の営業所等に係る認可(銀行等の営業若しくはその支店その他の営業所等に係る認可)

(二) 銀行(長期信用銀行を含む。(四)において同じ。)及び銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十一条第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行の営業の免許
 (二) 銀行法第五十二条の二第一項又は第二項(外国銀行代理業務に係る認可等)の外国銀行代理業務の認可
 (三) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七条)第六条の三第一項又は第二項(外国銀行代理業務に係る認可等)の外国銀行代理業務の認可
 (四) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可
 イ 銀行の外国における支店の設置の認可
 ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可
 ロ 銀行の外国における支店以外の営業所の設置又は国外における支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)
 ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可
 ロ 銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)
 (六) 信用金庫の事業の免許

		免許件数		免許件数		免許件数	
		一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円
(七) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二第一項(外国銀行代理業務に係る認可等)の外国銀行代理業務の認可	十五万円	九万円	十五万円	九万円	十五万円	九万円	十五万円
(八) 信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可	十五万円	九万円	十五万円	九万円	十五万円	九万円	十五万円
(九) 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定による転換(当該転換後の法人が労働金庫又は信用協同組合であるものを除く。)の認可	十五万円	九万円	十五万円	九万円	十五万円	九万円	十五万円

		登録件数	
(十) 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二（金融機関の登録）の登録	一件につき十五万円	認可件数	登録件数
(十一) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の規定による営業の認可	一件につき十五万円	認可件数	登録件数
(十二) 銀行法第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書（銀行持株会社に係る認可等）の認可	一件につき十五万円	認可件数	登録件数
(十三) 長期信用銀行法第六条の二の四第一項又は第三項ただし書（長期信用銀行持株会社に係る認可等）の認可	一件につき十五万円	認可件数	登録件数
三十六 金融機関の代理業の許可			
(一) 銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	一件につき九万円	許可件数	登録件数
(二) 長期信用銀行法第六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	一件につき九万円	許可件数	登録件数
(三) 信用金庫法第八十五条の二第一項（許可）の信用金庫代理業の許可	一件につき九万円	許可件数	登録件数
(四) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第八十九条の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	一件につき九万円	許可件数	登録件数
(五) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	一件につき九万円	許可件数	登録件数
(六) 電子決済等取扱業者の登録又は認定電子決済等取扱事業者協会等の認定	一件につき九万円	登録件数	登録件数
(七) 銀行法第五十二条の六十の三（登録）の電子決済等取扱業者の登録	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(八) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(九) 保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社に係る認可	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(注) 保険業法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録を受けている者（当該登録による同法第二条第二十四項（定義）に規定する所属保険会社等からの委託又は同法第二百七十五条第三項（保険募集の制限）に規定する保険募集再委託者からの再委託を受けない者に限る。）が、当該所属保険会社等からの委託又は当該保険募集再委託者からの再委託を受けたことに伴い同法第二百八十一条第一項第一号（変更等の届出等）の規定による届出をした場合における同法第二百八十一条第一項第一号（変更等の届出等）の規定による登録は、新たに同法第二百七十六条の特定保険募集人の登録とみなす。	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
三十七 保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社に係る認可	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(一) 保険業法第三条第一項（免許）、第二百八十五条第一項（免許）又は第二百十九条第一項（免許）の規定による保険業の新規免許	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(二) 保険業法第二百七十二条第一項（登録）の少額短期保険業者の登録	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(三) 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項（特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例）の特定保険業の認可（国の行政機関による認可として政令で定めるものに限る。）	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(四) 保険業法第二百八十六条（登録）の保険仲立人の登録	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(五) 保険業法第二百七十六条の特定保険募集人の登録（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等からの委託又は同法第二百七十五条第三項に規定する保険募集再委託者からの再委託（一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託又は再委託で財務省令で定めるものを除く。）を受けた者に係るものに限る。）	一件につき九万五千円	登録件数	登録件数
(六) 保険業法第九十九条第七項（業務の範囲等）の保険金信託業務の認可	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
三十八 金庫電子決済等代行事業者協会等の認定			
(一) 銀行法第五十二条の六十一の二（登録）の電子決済等代行事業者協会等の認定	一件につき九万円	登録件数	登録件数
(二) 信金庫法第八十五条の四第一項（登録）の信金庫電子決済等代行事業者協会等の認定	一件につき九万円	登録件数	登録件数
(三) 銀行法第五十二条の六十一の二（登録）の電子決済等代行事業者協会等の認定	一件につき九万円	登録件数	登録件数
(四) 信金庫法第八十五条の四第一項（登録）の信金庫電子決済等代行事業者協会等の認定	一件につき九万円	登録件数	登録件数
(五) 信金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(六) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(七) 信金庫法第八十五条の三の三（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(八) 信金庫法第八十五条の三の三（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(九) 信金庫法第八十五条の三の三（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	登録件数	登録件数
(十) 信金庫法第八十五条の三の三（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	一件につき十五万円	登録件数	登録件数

子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

(二) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の変更登録（同法第十条第一項第三号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）

(一) 電気通信事業法第百十六条の二第一項（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定）の認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定

(三) 電気通信事業法第八十五条の二第一項（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）

(四) 電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(五) 電気通信事業法第八十七条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(六) 電気通信事業法第八十八条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(七) 電気通信事業法第八十九条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(八) 電気通信事業法第九十条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(九) 電気通信事業法第九十一条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十) 電気通信事業法第九十二条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十一) 電気通信事業法第九十三条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十二) 電気通信事業法第九十四条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十三) 電気通信事業法第九十五条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十四) 電気通信事業法第九十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十五) 電気通信事業法第九十七条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十六) 電気通信事業法第九十八条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十七) 電気通信事業法第九十九条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

(十八) 電気通信事業法第一百条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）

		登録件数		登録件数		登録件数		登録件数	
		一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
		登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(一) 電波法第七十一条の三の二第一項（登録周波数終了対策機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）									
(二) 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項（認定）の認定基幹放送事業者の認定（更新の認定を除く。）									
(三) 放送法第百二十六条第一項（一般放送の業務の登録）の登録一般放送事業者の登録又は同法第百三十一条第一項（変更登録）の変更登録（同法第百二十六条第二項第二号の一般放送の種類の増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの（これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るもの）を除く。）に限る。）									
(四) 放送法第一百五十九条第一項（認定）の認定放送持株会社の認定									
(五) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第六条（事業の許可）的一般信書便事業の許可									
(六) 民間事業者による信書の送達に関する法律第二十九条（事業の許可）の特定信書便事業の許可									
(七) 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二第一項（登録検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）									
(八) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百二十六号）第三条（債権管理回収業の許可）の債権管理回収業の許可									
(九) 六十二の二 諸多の登録（登録を除く。）									
(十) 六十二の二 適合一号特定技能外国人支援計画の実施に係る登録支援機関の登録									

		無線局の数		無線局の数		無線局の数		無線局の数	
(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第四条の二第二項（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）に規定する実験等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）		一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円）							
(二) 電波法第二十七条の二十一第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める登録を除く。）									

		登録件数		登録件数		登録件数		登録件数	
		一件につき十五万円	一件につき十五万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
		登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
(一) 電気通信事業法第百十六条の二第一項（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定）の認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定									
(二) 電気通信事業法第八十五条の二第一項（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）									
(三) 電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(四) 電気通信事業法第八十七条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(五) 電気通信事業法第八十八条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(六) 電気通信事業法第八十九条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(七) 電気通信事業法第九十条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(八) 電気通信事業法第九十二条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(九) 電気通信事業法第九十三条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(十) 電気通信事業法第九十四条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(十一) 電気通信事業法第九十五条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(十二) 電気通信事業法第九十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(十三) 電気通信事業法第九十七条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(十四) 電気通信事業法第九十八条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(十五) 電気通信事業法第一百条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）									
(十六) 電気通信事業法第一百五十九条第一項（認定）の認定放送持株会社の認定（更新の認定を除く。）									
(十七) 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項（認定）の認定基幹放送事業者の認定（更新の認定を除く。）									
(十八) 放送法第七十一条の三の二第一項（登録周波数終了対策機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）									
(十九) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百二十六号）第三条（債権管理回収業の許可）の債権管理回収業の許可									
(二十) 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二第一項（登録検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十一) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百二十六号）第三条（債権管理回収業の許可）の債権管理回収業の許可									
(二十二) 会社法第九百四十五条（調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十三) 会社法第九百四十六条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十四) 会社法第九百四十七条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十五) 会社法第九百四十八条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十六) 会社法第九百四十九条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十七) 会社法第九百五十条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十八) 会社法第九百五一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(二十九) 会社法第九百五十二条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十) 会社法第九百五十三条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十一) 会社法第九百五十四条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十二) 会社法第九百五十五条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十三) 会社法第九百五十六条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十四) 会社法第九百五十七条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十五) 会社法第九百五十八条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十六) 会社法第九百五十九条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十七) 会社法第九百六十条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十八) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(三十九) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十一) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十二) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十三) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十四) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十五) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十六) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十七) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十八) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(四十九) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十一) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十二) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十三) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十四) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十五) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十六) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十七) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）									
(五十八) 会社法第九百六十一条（登録回数の制限）の登録（更新の登録を除く。）			</						

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の二十三第一項（登録支援機関の登録）の登録支援機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数
六十三 外国人の育成就労係る監理支援機関の許可	許可件数
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十三条第一項（監理支援機関の許可）の監理支援機関の許可（更新の許可を除く。）	許可件数
六十四 通関業の許可	許可件数
通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三条第一項（通関業の許可）の通関業の許可	一件につき九万円
六十五 酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許（注）酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一一条第二項（製造免許等の条件）の規定による酒類の販売業の免許に付された（三）イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。	一件につき一万円

（一）酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。）	免許件数
（二）酒税法第八条（酒母等の製造免許）の規定による酒母又はもろみの製造免許	免許件数
（三）酒税法第九条第一項（酒類の販売業免許）の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。）	免許件数
（四）酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全品目の販売方法につき小売に係る旨の条件の付されたもの（酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（イ又はハに該当する販売業の免許を除く。）ハイに掲げる免許に付された小売に係る旨の条件の解除）	免許件数
六十六 製造たばこの販売に係る登録又は許可	登録件数

（一）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（特定販売業の登録）の規定による製造たばこの特定販売業の登録	登録件数
（二）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（特定販売業の登録）の規定による製造たばこの卸売販売業の登録	登録件数
（三）たばこ事業法第二十二条第一項（製造たばこの小売販売業の許可）の規定による製造たばこの小売販売業の許可	登録件数
（四）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録	登録件数
（五）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録検査機関の登録）の登録	登録件数
（六）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録埋設確認機関の登録）の登録	登録件数
（七）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録放射線取扱主任者登録）の登録	登録件数
（八）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録試験機関の登録）の登録	登録件数

（一）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録	登録件数
（二）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録検査機関の登録）の登録	登録件数
（三）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録埋設確認機関の登録）の登録	登録件数
（四）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録放射線取扱主任者登録）の登録	登録件数
（五）たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十二条第一項（登録試験機関の登録）の登録	登録件数

		登録件数		一件につき九万	
		登録件数		円	
(九) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条 第一条の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録） を除く。)					
(十) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十六条 第一条（登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録） （同法第三十八条の三（登録特定放射性同位元素登録） 防護管理者定期講習機関の登録）において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）					
六十九の二 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第三十五条 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第八条第一項（登録施設利用促進機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可（PTA・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二条号）第三条（認可）の文部科学大臣がする共済事業の認可）		認可件数	認可件数	円	円
七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録（二）水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項（事業の認可及び経営主体）の水道事業の認可（政令で定めるものに限る。）又は同法第十条第一項（事業の変更）の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可（これららの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るもの）を除き、政令で定めるものに限る。）		認可件数	認可件数	円	円
(二) 水道法第二十六条（事業の認可）の水道用水供給事業の認可又は同法第三十三条第一項（事業の変更）の規定による給水対象の増加に係る変更の認可（政令で定めるものに限る。）		一件につき九万	一件につき九万	円	円
(三) 水道法第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録（四）水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
七十二 削除	登録件数	登録件数	登録件数	円	円
七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十三条第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		万円	万円	円	円
七十四 業として行う採血の許可（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十三条第一項（業として行う採血の許可）	許可件数	一件につき十五	一件につき十五	円	円
七十五 業として行う臓器のあつせんの許可（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項（業として行う臓器のあつせんの許可）の規定による業として行う臓器のあつせんの許可）					
七十六 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
七十七 医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る許可、認定若しくは登録又は指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（二）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十二条第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項（動物用医薬品等）の規定により読み替えられ、更新の許可を除く。）の第一種医薬品製造販売業許可、第二種医薬品製造販売業許可、医薬部外品製造販売業許可又は化粧品製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
(二) 医薬品医療機器等法第十三条第一項（製造業の許可）の医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可又は同条第八項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）		許可件数	許可件数	円	円
(三) 医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項（保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）		許可件数	許可件数	円	円
(四) 医薬品医療機器等法第十三条の三第一項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品等外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第十三条第八項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
(五) 医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品等外国製造業者の登録（更新の登録を除く。）		登録件数	登録件数	円	円
(六) 医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録（政令で定めるものに限り、更新の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の第一種医療機器製造販売業許可、第二種医療機器製造販売業許可、第三種医療機器製造販売業許可又は体外診		登録件数	登録件数	円	円

職業能力開発促進法第三十条の五第一項（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
八十二 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九万円
八十三 ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録	登録件数	一件につき九万円
八十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十五 ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関の登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の三第一項（検査業者）の検査業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）労働安全衛生法第十四条（登録教習機関の登録）、第六十一条第一項（登録教習機関の登録）又は第七十五条第三項（登録教習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）労働安全衛生法第三十八条第一項（登録製造時等検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（四）労働安全衛生法第四十一条第二項（登録性能検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（五）労働安全衛生法第四十四条第一項（登録個別検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）労働安全衛生法第四十四条の二第一項（登録型式検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十四 作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九万円
（一）作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の登録（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十四の二 中小事業主が行う事業に從事する者等の労働災害等に係る共済事業の認可	登録件数	一件につき九万円
八十五 中央卸売市場の認定	認定件数	一件につき一万五千円
八十五の二 輸出植物等の検査に係る登録検査機関の登録	登録件数	一件につき九万円
植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第二条第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十条の四第二項第三号（登録の基準）の登録（同法第十条の四第二項第三号（登録の基準）の登録による登録の区分の増加に係る変更登録に限る。）	登録件数	一件につき九万円
（二）農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（二）農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき三万円
（三）農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
八十七 日本農林規格による格付の表示等に係る登録試験業者若しくは登録外國試験業者の登録又は日本農林規格による試験等に係る登録試験業者若しくは登録外國試験業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第一条第三項（登録認証機関又は登録外國認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）日本農林規格等に関する法律第四十二条（登録試験業者の登録）の登録試験業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）日本農林規格等に関する法律第五十三条（登録試験業者の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）日本農林規格等に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第六条（特定農林水産物等の登録）の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項（生産者団体を追加する変更の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
八十七の二 登録生産者団体の登録又は変更の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第二条第四項（登録発行機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第二条第四項（登録発行機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十七の三 輸出證明書に係る登録発行機関の登録又は施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第六条（特定農林水産物等の登録）の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項（生産者団体を追加する変更の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
八十八 普通肥料の生産又は輸入に係る登録	登録件数	一件につき一万五千円
（二）肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五条第二条第四項の登録認定機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
（二）肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五条第二条第二十七号）第四条第一項（登録を受ける義務）の規定により農林水産大臣がする普通肥料の生産の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
（二）肥料の品質の確保等に関する法律第四条第四項の規定による普通肥料の輸入の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円

(三) 肥料の品質の確保等に関する法律第五条(仮登録を受ける義務)の規定による普通肥料の生産又は輸入の仮登録(更新の仮登録を除く。)	
(四) 肥料の品質の確保等に関する法律第三十三条の二第一項(外国生産肥料の登録及び仮登録)の登録又は仮登録(更新の登録又は仮登録を除く。)	
八十九 特定飼料等製造業者若しくは外国特定飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録	登録件数
(一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の特定期料等製造業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(二) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十一条第一項(外国特定飼料等製造業者の登録等)の外国特定飼料等製造業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(三) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
九〇 食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録	登録件数
(一) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百六十六号)第十一条第一項(登録)の規定による登録再生利用事業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
九一 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録	登録件数
(一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第十六条第一項(農林漁業体験民宿業者の登録)の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第十五条(木材関連事業者の登録)の木材関連事業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(二) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)第十五条(木材関連事業者の登録)の木材関連事業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
九二 馬主の登録	登録件数
一項(馬主の登録)の馬主の登録	登録件数
九十三 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理の許可	登録件数
(二) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	許可件数
(二) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第一項(許可)の農林中央金庫代理業の許可	許可件数
(二) 農業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百六条第一項(許可)の特定信用事業代理の許可	許可件数
九三 の二 農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会等の認定	許可件数
(一) 農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項(登録)の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数
(二) 農業協同組合法第九十二条の五の二第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数
(三) 水産業協同組合法第百十条第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数
(四) 農林中央金庫法第九十五条の五の七(認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定)の認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定	登録件数
(五) 農業協同組合法第九十二条の五の六(認定特定信用事業電子決済等代行業者の登録)の認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定	登録件数
(六) 水産業協同組合法第百十四条(認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定)の認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定	登録件数
九四 会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、商品取引所持株会社に係る認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数
(一) 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第九条(設立の許可)の会員商品取引所の設立の許可又は同法第七十八条(株式会社商品取引所の許可)の株式会社商品取引所の許可	許可件数
(二) 商品先物取引法第三条第一項(国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設等の認可)の認可、商品取引所持株会社に係る認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数
(三) 商品先物取引法第三百三十二条第一項(組織変更の認可)の組織変更の認可	許可件数
(四) 商品先物取引法第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書(認可等)の認可	許可件数
(五) 商品先物取引法第三百三十二条第一項(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数

(六) 商品先物取引法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数
(七) 商品先物取引法第三百三十五条第一項（変更の許可等）（同法第三百四十五条（準用）において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可（同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指数の増加に係るものに限る。）	許可件数
九十五 商品先物取引業の許可、商品先物取引仲介業者の登録、商品取引債権債務引受業の許可又は委託者保護基金の設立の認可	一件につき三万円
(一) 商品先物取引法第九十条第一項（商品先物取引業の許可）の商品先物取引業の許可（更新の許可を除く。）	一件につき十五万円
(二) 商品先物取引法第二百四十条の一第一項（登録）の商品先物取引仲介業者の登録（更新の登録を除く。）	一件につき九万円
(三) 商品先物取引法第六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可	一件につき十五万円
(四) 商品先物取引法第二百七十九条第一項（認可の申請）の委託者保護基金の設立の認可	一件につき十五万円
九十六 商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更の認可	一件につき九万円
(一) 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六条）第三条（商品投資顧問業者の許可）の商品投資顧問業の許可（更新の許可を除く。）	一件につき十五万円
(二) 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六条）第三条（商品投資顧問業者の許可）の規定による変更の認可（同法第五条第一項第六号（許可の申請）の業務の種類の増加に係るものに限る。）	一件につき十五万円
九十六の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定	一件につき九万円
(一) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三（登録）の商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録	一件につき九万円
(二) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一（認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定）の認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定	一件につき九万円
九十七 石油パイプライン事業の許可又は事業用施設の認定（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第一項（石油パイプライン事業の許可）の石油パイプライン事業の許可又は同法第八条第一項（事業用施設の変更）の導管に係る変更の許可（導管の延長の増加に係る許可で政令で定めるものに限る。）	一件につき九万円

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第十九号）第十六条（登録）の石油輸入業者の登録	登録件数
(二) 挥発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（揮発油販売業者の登録）の揮発油販売業者の登録	登録件数
(二) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二（揮発油特定加工業者の登録）の揮発油特定加工業者の登録	登録件数
(三) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の九（軽油特定加工業者の登録）の軽油特定加工業者の登録	登録件数
(二) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二（揮発油特定加工業者の登録）の揮発油特定加工業者の登録	登録件数
(三) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の九（軽油特定加工業者の登録）の軽油特定加工業者の登録	登録件数
(四) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項（揮発油販売業者に係る分析機関の登録）、第十七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第一項（軽油生産業者に係る分析機関の登録）、第十七条の十第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）、第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）又は第十七条の四の二第二項（揮発油特定加工業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第四項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数

百 液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録	登録件数
(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項（事業の登録）の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	登録件数
(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項（認定）の経済産業大臣がする保安機関の認定（更新の認定を除く。）	登録件数
(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項（一般消費者等の数の増加の認可等）の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	登録件数
(四) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数

申請件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき三万円
五千円	一件につき一万円
五千円	一件につき九万円
五千円	一件につき九万円（既に（四）に掲げる登録を受けている者に

掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの）に限る。）

(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域外に設置する電線路による供給)の供給区域外の供給の許可
(五) 電気事業法第二十七条の四(事業の許可)の送電事業の許可又は同法第二十七条の七の三第一項(振替供給の相手方の変更)の変更の許可(同法第二十七条の七第二項第五号(許可証)に掲げる振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者の増加に係るものに限る。)

（八）電気事業法第二十七条の十二の十三（準用）において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の特定送配電事業者による小売供給の登録

(九) 電気事業法第二十七条の三十三第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可
(十) 電気事業法第五十五条の三(認定)の認定高度
保安実施設置者の認定(更新の認定を除く)
(十一) 電気事業法第三十七条の四(認定電気使用者情報利用者情報利用者等協会の認定)の認定電気使用者情報利用

(十二) 電気事業法第四十八条の二第一項（登録適合性確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
(十三) 電気事業法第五十五条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全主管査官の登録）

(十四) 電気事業法第五十七条の二第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)(十五) 登録電気工事業者の登録

大臣がする登録電気工事業者の登録（更新の登録を除く。）

調査機関の登録 登録件数	登録件数	許可件数					
		登録件数	登録件数	登録件数	許可件数	許可件数	許可件数
円	円	円	円	円	円	円	
一件につき九万	一件につき九万	一件につき九万	一件につき十五	五千円	一件につき一万	五千円	

第八十四条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用 水道事業の許可又は同法第六条第二項（給水能力等の変更）の規定による変更の許可（同法第四条第一項第二号（事業の届出及び許可）の給水区域の増加に係るもの（これら の許可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の増加に係るものを除く。）に限る。）

可又は同法第十四条第一項（深海底鉱業の許可）の深海底鉱業の許可による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海底鉱区の面積の増加に係るものに限る。）

百八の二、一酸化炭素を輸送する事業に係る登録導管二酸化炭素の貯留事業に関する法律第九十一条第一項（登録導管輸送工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの製造の事業の許可又は同法第十六条第一項（輸入の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可（二）アルコール事業法第二十二条第一項（販売の許可）の規定によるアルコールの販売の事業の許可（三）アコス（アコス）の事業を第一項（販売の許可）

(三) アルコール事業法第二十六条第一項(使用の許可)の規定によるアルコールの使用的許可又は同法第三十条(準用)において準用する同法第八条第一項(変更の許可等)の変更の許可(同法第二十六条第二項第六号)の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。)

百十 航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）
第二条の二（事業の許可）の航空機若しくは特定機器
の製造若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八
第一項（事業の区分の許可）の規定による許可

第一項（事業の区分の変更）の規定による変更の許可（同法第二条の六第二項第三号（許可証）の事業の区分の増加に係るものに限る。）

(一) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第五十条第一項(第一種フロン類再生業者の許可)(更新の許可を除く。)	許可件数 一件につき九万円
(二) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十三条第一項(フロン類破壊業者の許可)(更新の許可を除く。)	許可件数 一件につき九万円
産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十八条第一項(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定)の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定(更新の認定を除く。)	許可件数 一件につき一万五千円
百十九の二 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定	許可件数 一件につき九万円
六十八条第一項(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定)の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定(更新の認定を除く。)	許可件数 一件につき九万円
百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可(注)都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)第九条第一項(鉄道事業法の特例)、物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)以下「物資流通効率化法」という。第十五条第一項(鉄道事業法の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条第一項(鉄道事業法の特例)(同法第二十九条の九(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)、第二十七条の十六(鉄道事業法の特例)(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条第一項(鉄道事業法等の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二十四条(鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第一項(速達性向上計画)(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による速達性向上計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第二項(鉄道事業再構築実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定、同法第二十九条の七第三項(貨客運送効率化実施計画の認定)、同法第二十九条の九において準用する場合及びこれらとの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)、同法第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第三十条第一項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。	許可件数 一件につき三万円
五百円	一件につき九万円

(二) 鉄道事業法第三十二条(許可)の索道事業の許可	許可件数 一件につき三万円
(三) 軌道法第三条(事業の特許)(同法第三十一条(軌道に準ずるもの)において準用する場合を含む。)の軌道事業の特許(当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することとの特許で許可を受けるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。)	許可件数 一件につき十五万円(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)
百二十一 自動車道事業の免許	許可件数 一件につき十五万円(四)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)
道路運送法第四十七条第一項(免許)の自動車道事業の免許	許可件数 一件につき十五万円(四)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)
百二十二 高速道路の新設又は改築の許可	許可件数 一件につき十五万円(四)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)
道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項(高速道路の新設又は改築)の規定による高速道路の新設又は改築の許可	許可件数 一件につき十五万円(四)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)
百二十三 自動車ターミナル事業の許可	許可件数 一件につき十五万円(四)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)
(注) 物資流通効率化法第十七条第一項(自動車ターミナル事業の許可)の規定により自動車ターミナル事業の許可を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。	許可件数 一件につき十五万円(四)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円)
百二十四 優良自動車整備事業者の認定	許可件数 一件につき九万円
情報提供機関の登録	許可件数 一件につき九万円
(二) 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第九十四条第一項(優良自動車整備事業者の認定)の優良自動車整備事業者の認定	許可件数 一件につき九万円
百二十四 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録	許可件数 一件につき九万円
イ 道路運送車両法第四十八条第一項(定期点検整備の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業(口において「点検付随整備事業」という。)の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの)	許可件数 一件につき九万円
又は改造の事業(口において「点検付随整備事業」という。)の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの)	許可件数 一件につき九万円

□ 点検付随整備事業の一部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの ハ イ及びロに掲げる認定以外の認定	認定件数	一件につき六万円
(二) 道路運送車両法第七条第四項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき三万円
(三) 道路運送車両法第二十二条第三項（登録情報提供機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百二十五 道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物輸自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物輸自動車安全管理者定期講習機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(注) 地域再生法第十七条の五十一（一般旅客自動車運送事業の許可等の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）、第二十七条の四第一項（道路運送法の特例）、第二十七条の十（道路運送法の特例）、第二十七条の十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）、第二十九条の七第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十一第三項（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定）（同法第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同法第九項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第一項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）（同法第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の四第六項（交通手段再構築実証事業計画の作成）（同法第七項において準用する場合を含む。）の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同法第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定による道路運送法の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）の規定による事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第八項において準用する同一条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十二条第四項（活性化事業計画の認定）（同法第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、地域再生法第十七条の五十二又は都市の低炭素化の促進に関する法律第十七条の五十一第三項の規定による事業者計画の許可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十二条第四項（活性化事業計画の認定）（同法第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、地域再生法第十七条の五十八（貨物自動車運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十二条第一項（貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可	登録件数	一件につき九万円

送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十一（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十七条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十五第三項（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。	許可件数	一件につき九万円
(二) 道路運送法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
イ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき三万円
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円

(二) 道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可	認可件数	一件につき六万円
イ (二) ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第一項第三号（許可申請）の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき一万五千円
ロ (二) ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第一項第三号（許可申請）の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき一万五千円
ハ (二) ロに掲げる許可を受けている者が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第六項（定義）に規定する準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき五千円
(三) 道路運送法第四十三条第一項（特定旅客自動車運送事業）の特定旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
(四) 貨物自動車運送事業法第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円

(五) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の可

許可件数

円 一件につき六万

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第三項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

11

円
一件につ

九万

登録件数	円	一件につき九万
百二十九 小型船造船業者の登録	許可件数	一件につき十五
百三十 船舶等に係る製造工事若しくは改造修理工事、整備若しくは遠隔支援業務に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録	登録件数	一件につき三万
（注）海上運送法第三十九条の二十二（船舶安全法の特例）又は造船法第十四条（船舶安全法の特例）の規定により遠隔支援業務に係る事業場の認定を受けたものとみなされる場合における海上運送法第三十九条の二十第四項（特定船舶導入計画）の規定による特定船舶導入計画の認定若しくは同条第五項の規定による特定船舶導入計画の変更の認定又は造船法第十二条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定若しくは同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、当該事業場の認定とみなす。	円	一万円
（二）船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二（事業場の認定）の整備工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
（二）船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の整備工事に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（二）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）

第十七條第一項（登録検査機関の登録）の登録別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）
独立行政法人（その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているものうち財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第二百五号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）	
名称	根拠法
一の二 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十二条第五号））	非課税の登記等
一 外国人育成就労機構	事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律）
法律	上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権の取得登記
一 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第四号までのいづれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
三 自己の設置運営する児童福祉法（昭和二年法律第百六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する建物の所有権の	第三欄の第一号から第四号までのいづれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

七 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会	八 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	九 国民年金基金及び国民年金基金連合会	十 社会福祉法人	十一 社会保険診療報酬支払基金
百二十八号	百二十九号	国民年金法（昭和三十二年法律第三百九十九号）	自動車安全運転センター（昭和四十年法律第五百四十一号）	社会福祉法（昭和四十五年法律第六百五十七号）
一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国家公務員共済組合法第九十八条第一項（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国民健康保険法第八十二条第一項及び第九十三条第一項（保健事業）（同法第八十六条（準用規定）において準用する場合を含む。）の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 国民年金法（昭和三十九年法律第三百九十九号）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	一 専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗敎法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記又は当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
十六 素成長型経 脱炭	十五 全国健康保険協 会	十四 金鉱業年金基 石炭	十三 職業訓練法人で 政令で定め るもの	十一 社会保険診 療報酬支 払基金
型経済構 造素成長	健康保険法	石炭鉱業年 金基 金法 (昭和四 十年法律第 百三十五 号)	職業能力開 発促進法	社会保険診 療報酬支 払基金
事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 石炭鉱業年金基金法第十八条の二（福祉施設）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 石炭鉱業年金基金法第十八条の二（福祉施設）の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

